

令和5年度 第1回
三郷市景観審議会

議 案 書

令和5年8月22日(火)

三郷市役所 農業委員会議室

議案第1号

第6回三郷市景観賞の実施について【意見聴取】

■第6回景観賞の実施について

(1) 景観賞実施の目的

本市域内において特に良好な景観形成の実現に寄与した活動若しくは者、又は建築物、工作物その他の地物の発見に貢献した者を表彰し、その表彰作品を市内の主要な公共施設に展示することにより良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図り、本市の美しい景観づくりに資することを目的としています。

(2) これまでの開催実績

公募により実施する①活動部門、②建物・緑部門、③景色部門の3部門と、三郷市景観計画に基づき届出のあった行為から選出する④届出部門を5年おきに実施しています。今回の第6回景観賞においては、④届出部門を実施します。

年度	実施部門	備考
平成23年度	第1回景観賞実施 ①,②,③	
24年度		表彰式(市制施行40周年)
25年度	第2回景観賞実施 ④	表彰式
26年度		
27年度		
28年度	第3回景観賞実施 ①,②,③	
29年度		表彰式(市制施行45周年)
30年度	第4回景観賞実施 ④	
令和元年度		表彰式
2年度		
3年度	第5回景観賞実施 ①,②,③	
4年度		表彰式(市制施行50周年)
5年度	第6回景観賞実施 ④	
6年度		表彰式

(3) 細目の設定と表彰

景観賞実施要領に定めた4種類の部門のうち、届出部門について更に細目を設け、それぞれ表彰を行います。また、細目ごとの表彰件数は定めませんが、最終的な表彰対象作品数の合計は10～15件程度となるように選出していきます。また、表彰対象作品については、「最優秀賞」、「優秀賞」、「景観賞」の3段階で表彰することを予定しています。

①活動部門	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰します。		
②建物・緑部門	良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑等』を表彰します。		
③景色部門	公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰します。		
④届出部門	景観計画の届出行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰対象とします。		第6回景観賞
	届出部門細目		
	住宅の部	一戸建ての住宅、長屋・共同住宅等の建築物を対象とします。 ※分譲住宅については一団の土地で評価するものとします。	
	商業施設の部	店舗、事務所等の建築物を対象とします。	
	工業施設の部	工場、倉庫等の建築物を対象とします。	
その他の部	上記に該当しない建築物及び、工作物等を対象とします。		

(4) 表彰の対象者（届出部門）

平成30年度から令和4年度の間届出された、三郷市景観計画完了届出書（以下、「完了届出書」という。）のうち、三郷市景観計画完了確認書（以下、「完了確認書」という。）を交付した行為の中から、良好な景観を創出している建築物、工作物等の建築主、設計者、施工者等を表彰の対象者としてします。

(5) 表彰作品の決定方法

対象件数が非常に多いことから、まず事務局による選考（一次選考及び二次選考）を行ない、候補作品を絞り込んだうえで、三郷市景観賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）における選考を行い、表彰作品を決定します。また、選考委員会の委員は、三郷市景観審議会の委員（10名）が兼務します。

◎表彰作品決定までの流れ

届出部門

事務局	①対象抽出 対象872件	平成30年度から令和4年度内に完了確認書を交付した完了届出書の全件を対象として抽出する。
	②一次選考 (選考予定件数 50件程度)	完了届出書に添付されている写真をもとに、複数の職員で以下の条件により書面選考を行う。 1. 写真から特に良好な景観を創出していると判断できるもの 2. 写真からでは特に良好な景観を創出しているとまでは判断できないが、時間経過により、より良い景観となっている可能性のあるもの（個人住宅で外構未定のもの等）
	③二次選考 (選考予定件数 40件程度)	一次選考を通過した作品を対象に事務局にて現地調査を行ない、以下の視点で選考を行う。 1. 適正な維持管理がなされているか 2. 無許可の広告物や占有物などの違法なものが出来ていないか 3. 過去の景観賞で表彰対象となっていないか
景観賞 選考委 員会	④三次選考	二次選考を通過した作品の書面選考を行い、表彰対象の決定に向けた議論を行う。また、現地視察を実施する対象作品を決定する。
	⑤最終選考 (10~15件 程度)	現地視察を行なった後、最終的な評価を基に各細目毎の賞を決定する。

(6) 表彰方法

表彰式を開催し、決定した表彰作品の建築主、設計者、施工者等を表彰します。

表彰作品及び表彰の対象者については、市のホームページにおいて公表するほか、主要な公共施設におけるパネル展示を実施し、周知・啓発します。（建築主についてはインシヤルによる公表を予定しています。）

(7) 選考基準

部門	選考の対象	選考の視点
活動	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰対象とする。	本市の景観形成において規範となり、リードする活動又は建築物・地物等で、次の①から⑩のいずれか一つ以上に該当するものを対象として表彰を行う。
建物・緑	良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑等』を表彰対象とする。	<p>(1) 水や緑との調和の視点</p> <p>①水、緑を活かし、調和している。</p> <p>②河川、公園等の空間や景観を活かし、調和している。又は創出している。</p>
景色	公共の場所から見られる良好な景観の『近くから遠くを見渡した景色（中景～遠景）』を表彰対象とする。	<p>(2) まちとの調和の視点</p> <p>③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。</p> <p>④まちの歴史・文化的な景観を活かし、調和している。又は創出している。</p> <p>⑤道路等の空間や景観を活かし、調和している。</p>
届出	<p>景観計画の届出を行った行為※の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰対象とする。</p> <p>※景観計画の届出を行い、景観条例第21条に基づく完了検査が終了した行為に限る。</p>	<p>(3) ほっとする景観づくりの視点</p> <p>⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。</p> <p>⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材質等を活かし、調和している。又は創出している。</p> <p>(4) 景観連鎖の視点</p> <p>⑧上記①から⑦のうち良好な視点が連鎖し、調和している。</p> <p>⑨良好な景観形成が維持、又は向上している。</p> <p>⑩その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。</p>